

柏福指内第15号  
令和8年3月30日

柏原市内就労継続支援A型事業所等 管理者様

柏原市福祉こども部福祉指導監査課長

就労継続支援A型事業における自己評価結果等の公表及び柏原市への届出について（通知）

日頃より、本市福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の改正により、就労継続支援A型事業所については令和3年4月から就労継続支援A型サービス費の算定にあたりスコア方式が導入され、各事業所がスコア方式にて評価された内容をインターネット等での公表を行い、都道府県等へ4月中に届出を行うことが義務付けられています。

つきましては、自己評価結果等の公表について下記により届出をお願いします。

なお、自己評価結果等の公表の届出がない場合、運営指導の対象となることを申し添えます。

#### 記

- 1 届出対象 就労継続支援A型
- 2 届出期限 令和8年4月30日（木）
- 3 届出書類 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」等
- 4 届出方法 メールからご送付ください。

【令和7年度就労継続支援A型事業所に係るスコア方式の公表について ウェブサイト】

<https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2025032100076/>

報告期限 令和8年4月30日（木）

※メールでの報告が難しい場合は福祉指導監査課までお問合せください。

柏原市 福祉こども部 福祉指導監査課  
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55  
TEL 072-971-5202（直通）  
FAX 072-971-1801  
Mail fukushishido@city.kashiwara.lg.jp